

〔研究ノート〕

欧州における暗号資産に係る 付加価値税（VAT）の現状と動向（1）

——Stephanie Ness 氏の論文紹介・抄訳を踏まえて——

古 賀 敬 作

〔目次〕

- I. 序論－英国歳入関税庁内部暗号資産マニュアル（本号）
- II. Stephanie Ness 氏の論文紹介・抄訳（本号）
- III. 欧州司法裁判所事例分析（次号）

I. 序論－英国歳入関税庁内部暗号資産マニュアル－

I-1. CRYPTO45000

英国歳入関税庁（HMRC: HM Revenue & Customs）は、2025年2月28日に、VATに係る暗号資産マニュアル（CRYPTO45000）を更新した¹⁾。マニュアルでは、VATは暗号資産交換トークン（cryptoasset exchange tokens）と交換して販売される商品やサービスに適用され、当該VATが課される商品やサービスの供給価額は取引時のスターリング・ポンド価額に基づいて算出される旨を明確にしている²⁾。また、同マニュアルによれば、マイナーがマイニング活動のために受け取った交換トークンは、その活動が提供されたサービスと対価との間に十分な関連性がなく、当該マイニングサービスには顧客が存しないため、VATの適用上、経済活動を構成しない³⁾。さらには、マニュアルは、VATFIN7200で定められた条件⁴⁾を満たす一切の取引の手配において交換トークンの価額を超える手数料

1) HMRC internal manual, Cryptoassets Manual, CRYPTO45000 - Cryptoassets for businesses: Value Added Tax (VAT) <<https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/cryptoassets-manual/crypto45000>, last visited 4 April 2026>.

2) *Id.*

3) *Id.*

4) HMRC internal manual, VAT Finance Manual, VATFIN7200 - Intermediaries: When is someone acting as an intermediary? <<https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/vat-finance-manual/vatfin7200>, last visited 4 April 2026>. VATFIN7200は、金融サービスに係るVAT免除の対象となる仲介者の行動について説明するが、VATFIN7210（仲介者：誰かが仲介者として行動するのか？：主要な要因）は、「金融免除の適用上、仲介者は、次を条件としなければならない。免除金融取引に関して仲介サービスを提供すること（すなわち、いずれかの当事者の取引自体が（1994年VAT法附則9）グループ5の第1項、第2項、第3項、第4項、または第6項に該当する）。仲介者として行動する

(形態を問わない。)については、1994年 VAT 法附則 9 グループ第 5 項⁵⁾に基づき VAT の対象外になるとする⁶⁾。

ビットコイン取引所が提供する金融サービスについては、マニュアルでは、HMRC は 1994 年付加 VAT 法附則 9 グループ 5 第 1 項に基づき、例えばビットコインを法定通貨に交換するなどは VAT の対象外であると決定したとする。これは、欧州司法裁判所 (CJEU) におけるスウェーデンの事件である *Skatteverket v David Hedqvist* (C-264/14)⁷⁾ の判決で確認され⁸⁾、そこにおいては、Hedqvist 氏は、従来の通貨とビットコインを交換するビジネスを設立する計画で、同氏は当該サービスに対して料金を請求するつもりではなく、むしろ「スプレッド」(購入価格と売却価格の差額)から利益を得るつもりであり、当該 CJEU は *First National Bank of Chicago* (C-172/96) の判決を参照し、交換取引は対価のために行われたサービスの供給に該当すると結論づけ、また、従来の通貨とビットコインのような非法定通貨(およびその逆)を金融取引に含み、VAT 指令第 135 条第 1 項 (e)⁹⁾ の免除対象に含まれると判断したとされる¹⁰⁾。

I-2. VATFIN2740

VAT に係る金融マニュアル (VATFIN2740 - マネー (送金を含む) および関連サービス: 外国為替証金取引 (FX 取引): 供給と納税義務)¹¹⁾ では、上述の CJEU の *First National*

こと(すなわち、金融サービスを求める者と金融サービスを提供する者を結びつける)、および取引が第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項に該当する場合、それらの金融サービスの契約締結に向けた準備作業を行っていること。したがって、何かが仲介サービスかどうかを判断する際の重要な要素は、例えば報酬(例えばコミッションや手数料による)や専門職の地位による報酬ではなく、上記の要素である。」とする。ここでいう、1994 年 VAT 法附則 9 グループ 5 (金融) の第 1 項は「金銭の発行、移送、受領、または金銭の担保、または支払いのための手形や注文」、第 2 項は「一切の前払いや信用の付与」、第 3 項は「割払い、条件付き売却、または信用売却契約において、別途手数料が設定され、商品供給の受領者に開示される分割払い融資の提供」、そして第 4 項は「第 3 項に記載された供給に関連して、その総対価が 10 ポンドを超えない場合に限るものの、管理上の手配および書類の提供、および商品の権原の移転」と定める。

5) 1994 年 VAT 法附則 9 グループ第 5 項は、「仲介者として行動する者による、第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 6 項に含まれる取引に関して(最終的に取引が成立するかどうかにかかわらず)に関する仲介サービスの提供」と定める。

6) CRYPTO45000, *supra* note 1.

7) *Skatteverket v David Hedqvist* (C-264/14).

なお、本件に言及するものとして、さしあたり栗原克文「暗号資産をめぐる税務問題」筑波ロー・ジャーナル 30 号 40 頁 (2021 年) があげられる。

8) CRYPTO45000, *supra* note 1.

9) VAT 指令 135 条第 1 項 (e) は、「(1) 加盟国は、以下の取引を免除するものとする。……(e) 通貨、紙幣、法定通貨として使われる硬貨に関する取引(交渉を含む)、収集品、すなわち通常法定通貨として使われない金、銀、その他の金属硬貨や紙幣、貨幣学的利害のある硬貨を除く」旨を定める。

10) CRYPTO45000, *supra* note 1.

11) HMRC internal manual, VAT Finance Manual, VATFIN2740 - Money (including transfer of money) and

Bank of Chicago (C-172/96) の判決を含む、外国為替対応の方針に直接影響を与える 3 つの事例があげられている。まず、Republic National Bank of New York (RNB) 審判所決定 (tribunal decision 7894) があげられているが、本件は、英国財務省の FX に対する従前の「供給なし (“no supply”)」という立場に対する最初の訴訟であり、審判所は、外国為替の提供だけでなく、新札 (“clean” bank notes) の提供と引き渡しもあり、顧客が市場価格を超える割り増し分を支払うため、供給が存在すると判断し、同省は、この決定は、RNB が関与する取引の特定の状況に限定できると考えた¹²⁾。

同マニュアルが次にあげている事案が The First National Bank of Chicago (FNBC) である (Customs & Excise Commissioners v First National Bank of Chicago ([1998] STC 850), Case C-172/96)。FNBC の活動の一つはマーケットメイカーとして FX を行っていたが、特定の取引手数料や手数料は請求書を発行しておらず、他のマーケットメイカーと同様に、買値と売値のスプレッドを利用して FX から利益を得ようとしていたが、審判所は FNBC の勝訴を認め、財務省は高等裁判所に上訴し、当該高等裁判所は、①かかる FX 取引は VAT の対象となる財やサービスの供給に該当するか (第一の質問)、②もし考慮対象となる商品やサービスの供給があった場合、そのような取引に関してその対価の性質はどのようなものかの 2 つの質問を ECJ に付託し、ECJ は、当該 FX 取引は当時の VAT 第 6 指令 2 条第 1 項 (現在の VAT 指令第 2 条第 1 項)¹³⁾ の意味で、対価を目的としたサービスの供給であると認定し、第二の質問については、別途のスプレッド手数料がない場合の課税額/対価は、一定期間にわたる複数の取引の総結果であると判断したとされる¹⁴⁾。ECJ のかかる第一、第二の質問についての判断を敷衍しておく、まず、第一の質問については、次の通りである。

「第一に、外国為替取引で他の通貨と交換される通貨は、第六指令第 5 条¹⁵⁾(引用者補注) の意味における『有形財産 (“tangible property”)]』とはみなされない。なぜなら、そこにおいては、法定通貨として使用される貨幣が含まれるからである。したがって、外国為替取引は第六指令第 6 条¹⁶⁾(引用者補注) の意味におけるサービスの供給である。」(para. 25)

related services: foreign exchange (forex): supply and liability <<https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/vat-finance-manual/vatfin2740>, last visited 4 April 2026>.

12) *Id.*

13) VAT 第 6 指令 2 条第 1 項は、「以下は付加価値税の対象となるものとする。1. 課税者がその権限を持つ者によって、国内内で対価として行われる商品またはサービスの供給; 2. 物品の輸入。」と定める。なお、原文は、こちら<<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex:31977L0388>, last visited 12 April 2026>。

14) VATFIN2740, *supra* note 11.

15) VAT 第 6 指令第 5 条 (物品の供給) は、「1. 『物品の供給 (“Supply of goods”)]』とは、有形財産の所有者としての処分権の移転をいう。……」と定める。なお、原文は、こちら<<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/1977/388/oj/eng>, last visited 12 April 2026>。

16) VAT 第 6 指令第 5 条 (サービスの供給) は、『『サービスの供給 (“Supply of services”)]』とは、第 5 条の意味における物品の供給に該当しない取引をいう。……』と定める。なお、原文は、こちら

「第二に、サービスが対価のために提供されるかどうかに関して、裁判所はすでに、サービス提供は第六指令第2条第1項にいう「対価のために（“for consideration”）」行われ、したがってサービスの提供者と受領者の間に相互履行が認められる法的関係が存在する場合にのみ課税対象であると判断される。サービス提供者が受け取った報酬は、受領者に提供されたサービスの対価として実際に与えられた価値を構成するものである（……）。」（para. 26）

「本件において、銀行とその相手方との間に、取引当事者双方が特定の通貨で金額を移転し、カウンターバリューを別の通貨で受け取るという相互の約束をする当事者間の法的関係が存在することは異論の余地がない。実際の為替取引を除けば、銀行が提供するサービスは、専門とする通貨でそのような取引を完了する準備が整っていることが特徴である。」（para. 28）

「実際の為替取引を除けば、銀行が提供するサービスは、専門とする通貨でそのような取引を完了する準備が整っていることが特徴である。」（para. 29）

「銀行が特定の外国為替取引に対して手数料や手数料を請求しないという事実から、対価が支払われていないとは限らない。さらに、対価の額を決定する際に存在する技術的な困難は、それだけで対価が存在しないと結論づけることはできない。さらに、事実からは、銀行が通貨の売買を準備している金利が異なり、スプレッドによって隔てられていることが明らかである。したがって、結論としては、銀行は提供するサービスの対価として、その金利計算に含まれる対価を自らのものとしている。」（paras. 30-32）

「通貨取引は手数料や特定の手数料の支払いと引き換えに行われた場合にのみ課税対象であり、したがって取引者が取引レート間のスプレッドを設けて報酬を得るために課税を回避できると判断することは、第六指令によって導入された制度と両立せず、責任を負うことになる課税の目的で商人を不平等な立場に置く。したがって、手数料や直接手数料がなくても外国為替取引は、対価と引き換えに提供されたサービスの供給、すなわち第6指令第2条第1項の意味における対価の目的で行われたサービスの供給であると判断されなければならない。」（paras. 33, 34）

第二の質問については、次の通りである。

「第6指令第11A条(1)(a)¹⁷⁾(引用者補注)は、サービスの供給に関して課税金額は、供給者が購入者から取得する対価を構成するものであると規定していることを念頭に置くべきである。」（para. 42）

「供給の対象である一方で、外国為替取引の過程で相手方から取引業者に移転された通

<<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/1977/388/oj/eng>, last visited 12 April 2026>。

17) 第6指令第11A条(1)(a)は、「その国の領域内では1. 課税額は以下の通りである：(a) (b), (c), (d) 以下の商品およびサービスの供給に関して、購入者、顧客、または第三者から供給者が取得したまたは取得予定の対価を構成するすべてのもの、すなわちその供給品の価格に直接連動した補助金を含む。」と定める。なお、原文は、こちら<<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/1977/388/oj/eng>, last visited 12 April 2026>。

貨は、他の通貨と交換するサービスに対する報酬や、その結果としてそのサービスの対価を構成するものとはみなされない。したがって、対価の決定は、銀行が外国為替取引に対して受け取る報酬、すなわち銀行が実際に自ら取ることができる報酬を決定することに帰着する（……）。この点において、買値と売値の差を表すスプレッドは、銀行が同じ時間かつ類似の条件で、同じ金額・同じ通貨で対応する2件の売買取引を成立した場合に得られる名目価格に過ぎない。しかし、これらはあくまで理論的な考察である。なぜなら、銀行は異なる金額や通貨に関する多数の取引を行い、その金利は常に変動しているからである。トレーダーは通常、特定の取引を終了する際に、どの時点でどの価格で、その後1つ以上の取引を行うかを予測できず、最初の取引後に直面するレートの変化リスクを一定の金額で排除または固定しうる。したがって、対価、すなわち銀行が実際に自らの用途に適用できる金額は、一定期間にわたる取引の総結果とみなされるべきである。」（paras. 43-47）

最後に VATFIN2740 がとりあげている事案が、Willis Pension Trustees Ltd v. Revenue and Customs（引用者補注：Tribunal：CHARLES HELIER（Chairman）SHEILA EDMONDSON FCA（Sitting in public in London on 13 June 2005））である。

VATFIN2740 によれば、Willis 事件では、外国為替取引は「ヘッジ」の目的で結ばれており、この文言には定義が様々であるが、「ヘッジ」とは、ある商品や金融市場の変動による損失リスクのリスクを減らすことを指し、VATの適用上、重要なのは、その目的を達成するために基礎取引が行われたかどうかであり、「ヘッジ」自体は、VAT目的での供給があるかどうかを判断する基準でないとされる¹⁸⁾。一般的に、外国為替取引は一定期間にわたるスプレッドポジションを用いて通貨の売買を行う場合、VATの適用上、供給となる¹⁹⁾。これは、事業自社の口座のため、他の活動分野を支援するため、あるいはビジネスが保有する外国為替のエクスポージャーポジションを減らすために行う場合に当てはまる²⁰⁾。スプレッドポジションとは、ビジネスが利益を得ると期待する入札価格と売り価格の差額を指します。これらの外国為替取引には、上述の FNBC 判決（で想定された「スポット」取引と「フォワード」取引の両方が含まれる²¹⁾）。

外国為替取引が供給である場合には、対価は一定期間にわたる事業のすべての外国為替取引の純結果であり、1994年付加 VAT 法附則 9 グループ 5 第 1 項1994年 VATA により免除され、帰属手数料または手数料が課される外国為替取引もまた、第11の免除の対象となる供給とばる。

II. Stephanie Ness 氏の論文紹介・抄訳

上述の英国歳入関税庁内部暗号資産マニュアルでみたように、暗号資産に対する VAT

18) VATFIN2740, *supra* note 11.

19) *Id.*

20) *Id.*

21) *Id.*

の課税ポリシーについては、欧州司法裁判所の課税理論の影響を受けていることから、ここでは、Stephanie Ness 氏が *International Cybersecurity Law Review* 5 巻 3 号 459-490 頁 (2024) に公表した「EU におけるビットコインおよび NFT のようなデジタル資産に対する VAT/GST 調和への課題：Case C-264/14 (Skatteverket v David Hedqist) (“VAT/GST harmonisation challenges for digital assets such as bitcoin and NFTs in the EU following Case C-264/14 (Skatteverket v David Hedqist)”)²²⁾ と題する論考 (原文英語) を紹介ないし抄訳する。この論文を紹介、抄訳する理由は、当該論文が議論の軸としてあげている事案 (Case C-264/14 (Skatteverket v David Hedqist) については、筆者である Stephanie Ness 氏が、①デジタル経済への関連性、②法学的影響、③当該事案ののちの判決や研究論文での引用履歴、④管轄権への影響を踏まえて、当該事案を取りあげており²³⁾、その分析方法が興味ぶかいと点があげられる。とりわけ③については、Stephanie Ness 氏は Skatteverket 事件判決の引用履歴を時間経過とともに可視化し (下図)、VAT/GST の法令遵守および執行技術の開発における重要性和影響を示している²⁴⁾。



(出所：Stephanie Ness, *VAT/GST harmonisation challenges for digital assets such as bitcoin and NFTs in the EU following Case C-264/14 (Skatteverket v David Hedqist)*, 5 *International Cybersecurity Law Rev.*, at 464.)

(Stephanie Ness 氏による図表の解説：Stephanie Ness, *VAT/GST harmonisation challenges for digital assets such as bitcoin and NFTs in the EU following Case C-264/14 (Skatteverket v David Hedqist)*, 5 *International Cybersecurity Law Rev.*, at 464)

年表：横線は1998年頃から2022年までの年表を示して。

引用指標：タイムライン内の緑色の点は、スカッテヴァケット事件が他の事件で言及されているか (言及済み) か、他の事件が引用されているか (引用中) を示している。

引用 (左側)：左側の点は、後の裁判所判決で Skatteverket 事件が言及された時期を示している。特定の年の周囲に点が集まることは、影響力や重要性が増した時期を示しうる。

引用 (右側)：右側の点は Skatteverket 事件が引用した事例を表している。Skatteverket 事件において重要とされる法的先例を示している。

22) Stephanie Ness, *VAT/GST harmonisation challenges for digital assets such as bitcoin and NFTs in the EU following Case C-264/14 (Skatteverket v David Hedqist)*, 5 *International Cybersecurity Law Rev.* 459-490 (2024). なお、本論考は、米国の国立医学図書館にある、生物医学・生命科学分野のジャーナルのオンライン論文アーカイブ <<https://pmc.ncbi.nlm.nih.gov/articles/PMC11297081/>> にて無料で閲覧することができる (最終閲覧日 2026 年 4 月 23 日)。

23) *Id.*, at 463-464.

24) *Id.*, at 464.

点の大きさ：点の大きさが引用の頻度や回数と一致する場合、大きな点はより頻繁に言及されている事例を示し、影響の大きさを示している。

なお、原文と翻訳との間になんらかの矛盾がある場合には、原文のみが有効とされる。なお、本日本語仮訳の脚注については、原文ママである。

[日本語仮訳]

はじめに：デジタル資産課税の課題

急速に変化するデジタルギグやプラットフォーム経済の環境において、とりわけ暗号通貨や非代替性トークン（NFT）に対するデジタル資産やサービスへの課税は、世界中の規制体制にとって複雑な課題となっている。NFT（非代替性トークン）と暗号通貨はいずれもブロックチェーン技術によって運用されるデジタル資産であるが、その独自性と相互運用性において根本的に異なる。NFTは、アート作品、音楽、その他のデジタルコンテンツのいずれかで構成される唯一無二のデジタル資産である。その独自の特性ゆえに代替が不可能であり、「非代替性」とされている。ビットコインのような暗号通貨は、従来の通貨と同様に、各単位が同一であるため、交換性が持たれない、あるいは「代替可能」であると考えられている。NFTが特定のデジタル資産の所有権と独自性を強調するのに対し、暗号通貨は分散型の金融取引を可能にする²⁵⁾(原文脚注1)。

デジタルアートから現実世界の資産トークン化、暗号通貨に至る非代替性トークン（NFT）の指数関数的な成長は、2015年10月22日の *Skatteverket* 対 *David Hedqvist* 事件（Case C-264/14）²⁶⁾(原文脚注2) の判決以降、デジタル商取引を変革した。このデジタル商取引の変化には、規制枠組み、課税モデル、金融市場統合、国境を越えた取引、知的財産権、主流の採用、セキュリティ基準、スマートコントラクトが含まれる²⁷⁾(原文脚注3)。

2021年3月の Beeple の NFT 売却は世界的な注目を集め、NFT が所有権分割の革新的な手法を導入することでアート業界を変革する力を示した²⁸⁾(原文脚注4)。アートの世界を超え

25) Tampi J (2021) Non-fungible tokens for trustees. P.C.B. 5: 205-211.

26) Case C-264/14 (2015) ECLI: EU: C: 2015: 498; Kokott, Advocate General (2015) Opinion delivered on 16 July 2015, Case C-264/14, ECLI: EU: C: 2015: 498. Available via TandF Online: 10.1080/20488432.2015.1096631; Ooi V (2022) Report on the Challenges which Digital Assets Pose for Tax Systems with a Special Focus on Developing Countries. Report Commissioned by the International Tax and Development Cooperation Branch, Financing for Sustainable Development Office, United Nations Department of Economic and Social Affairs, 13. Available at SSRN: https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=4395761. Accessed 2 March 2024.

27) Deng H, Chan AFL (2023) The Legal Nature of Cryptocurrency as Property: Accounting and Taxation Implications. Available at SSRN: https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=4575634. Accessed 2 March 2024.

28) Beeple (March 2021) Everydays: The First 5000 Days. Available at: <https://www.beeple-crap.com/viewing>. Accessed 15 February 2024.

て、NFTは不動産にも影響を与えており、所有権を分割するために新しい方法で活用されている。これにより、投資家は比類なき簡便さで高価値資産の売買が可能となる。この先駆的な例として、キエフの高級アパートがNFTsにトークン化された取引がある²⁹⁾(原文脚注5)。この取引は、NFTが不動産取引における破壊的な可能性を浮き彫りにする。これらの取引は、とりわけ市場の流動性やアクセス性を向上させる可能性がある³⁰⁾(原文脚注6)。さらには、イーサリアムブロックチェーントークン上でのクリプトグラフトークン「ERC404」のローンチは、通常の暗号通貨と非代替性トークン(NFT)の境界が曖昧になっている典型的な例である。ERC404トークンは、NFTの独自性と所有特性を、ビットコインのような暗号通貨の流動性や取引可能性と組み合わせたハイブリッドである。この新しい手法は、デジタル資産分野における従来の分類に挑戦するだけでなく、複雑なVAT/GSTの法令順守問題も提起する³¹⁾(原文脚注7)。その結果、これらの例はデジタル資産取引の複雑かつ多次元的な性質を示し、EUのデジタル経済における効率的なVAT/GSTの法令順守措置の必要性についてのより大きな議論を呼んだ³²⁾(原文脚注8)。

EUは、加盟国諸国とともにこれらの課題に対処する最前線に立ち、欧州委員会に助言する専門の「VAT専門家グループ(“VAT Expert Group”)」と共に統一されたVAT/GSTコンプライアンス政策の策定に向けて取り組んでいる³³⁾(原文脚注9)。Skatteverket 対 David Hedqvist 事件(C-264/14)³⁴⁾(原文脚注10)は、ビットコイン取引の付加価値税処理の前例を確立し、EUのVAT指令内のデジタル資産の広範な世界に大きな影響を与えた。EUのVAT指令は加盟国間のVAT課税調和の枠組みを設定し、その執行には各国の差異を許容している。EUの標準VAT率は15%未満で、特定の商品やサービスに対して少なくとも5%の税率引き下げや事前取極めに基づく例外的税率の引き下げ可能である³⁵⁾(原文脚注11)。

29) Akhtar T (2023) TechCrunch Founder's Apartment to Be Sold as NFT. CoinDesk, May 9. Available at: <https://www.coindesk.com/business/2021/05/25/techcrunch-founders-apartment-to-be-sold-as-nft>. Accessed 2 March 2024.

30) El Hajjar, Ornina (2022) The regulation of Non-Fungible Tokens (NFTs). PhD diss. Lebanese American University. Available at: <https://laur.lau.edu.lb:8443/xmlui/handle/10725/14124>. Accessed 2 March 2024.

31) Celaj R (2024) Ethereum Experiment ERC404 Is an NFT-Cryptocurrency Hybrid—and It's Already Generated \$ 87m in Trades. DL News, February 8. Available at: <https://www.dlnews.com/articles/defi/ethereum-token-experiment-erc404-nft-cryptocurrency-hybrid/>. Accessed 3 March 2024.

32) El Hajjar, Ornina (2022) The regulation of Non-Fungible Tokens (NFTs). PhD diss., Lebanese American University. Available at: <https://laur.lau.edu.lb:8443/xmlui/handle/10725/14124>. Accessed 2 March 2024.

33) Taxation and Customs Union (n. d.) VAT Expert Group. Available at: https://taxation-customs.ec.europa.eu/taxation-1/value-added-tax-vat/vat-expert-group_en. Accessed 22 February 2024.

34) Case C-264/14 (2015) ECLI: EU: C: 2015: 498.

35) The European Union (n. d.) The European Union's Common System of Value Added Tax (VAT). EUR-Lex. Available at: <https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/summary/the-european-union-s-common-system-of-value-added-tax-vat.html>. Accessed 23 February 2024.

Skatteverket 事件判決³⁶⁾(原文脚注12)は、デジタル資産取引の複雑さや VAT 法令遵守に与える影響を強調し、現行の租税立法や執行手法の有効性に懸念を惹起した。この判決は暗号通貨だけでなく、2021年以降急速に拡大している NFT 市場も含め、独自のデジタル所有権（digital ownership rights）を象徴し、重要な経済的・文化的現象となっている³⁷⁾(原文脚注13)。

Skatteverket 事件判決³⁸⁾(原文脚注14)は重要であるにもかかわらず、EU 加盟国全体でその原則を実施するに当たり、デジタル資産や NFT の「創設、上場、取引、報告、課税（“created, listed, transacted, reported and taxed”）」の断片化状態にある場合の VAT/GST の法令遵守施行の違いや障壁があることが浮き彫りになった³⁹⁾(原文脚注15)。この実施のバラツキは、EU 全域で公平性、法的確実性、効果的な税務執行を確保するためのより調整された戦略の必要性を惹起した⁴⁰⁾(原文脚注16)。

このような背景を踏まえ、本稿の目的は、*Skatteverket* 判決が EU におけるデジタル資産および NFT の VAT/GST の法令遵守方法にどのような影響を与えるかを評価し、加盟国間で VAT の執行調和がもたらす影響を検討することである。

本稿は、デジタル資産の付加価値税遵守に関する現在の理解のギャップを埋めることを目指し、EU 加盟国が既存の付加価値税制度内でデジタルギグエコノミーが生じる困難をどのように管理できるかというテーマに取り組むことを目的とする。*Skatteverket* 事件の比較法的分析と EU 全体の VAT 遵守の取り組みを追跡することで、デジタル資産課税の変化する状況について洞察を提供する。本研究は、過去の判例、*Skatteverket* 事件判決と諸国の VAT 課税実施との関係、デジタル資産と NFT の特徴との関係に焦点を当てる。本研究のアプローチは、EU のデジタル経済においてより一貫性があり効果的な VAT/GST コンプライアンス戦略を策定するための提言を試みる。

約言すれば、本稿には、*Skatteverket* 事件判決が EU におけるデジタル資産の VAT/GST 課税の法令遵守に与える影響をよりよく理解し、加盟国間の調和された税務執行の道筋を模索したいという意図がある。最終的な目的は、EU 内のデジタル経済の動的な性格や米国・中国との貿易を反映した一貫性があり、公正かつ効率的な VAT 構造を構築し、ECJ によるデジタルプラットフォーム分類がデジタル市場の規制義務やコンプライアンス戦略にどのように影響するかを理解することである。

36) Case C-264/14 (2015) ECLI: EU: C: 2015: 498.

37) Huertas M, Hikl A (2022) Non-fungible tokens (NFTs)—new opportunities but do they need new EU regulations? J.I.B.L.R. 37(4): 132-144.

38) Case C-264/14, [2015] ECLI: EU: C: 2015: 498.

39) Huertas M, Hikl A (2022) Non-fungible tokens (NFTs)—new opportunities but do they need new EU regulations? J.I.B.L.R. 37(4): 132-144.

40) De Mooij, Hebous S, Keen M KBA (2023) Taxing Cryptocurrencies. IMF, June 30. Available at: <https://www.imf.org/en/Publications/WP/Issues/2023/06/30/Taxing-Cryptocurrencies-535510>; European Commission (2023) Working Paper 1060—Commission Question on Non-Fungible Tokens. Available at: <https://circabc.europa.eu/ui/group/cb1eaff7-eedd-413d-ab88-94f761f9773b/library/7d1ef2eb-b820-4866-a155-785e2373fb80/details>. Accessed 23 February 2024.

Case C-264/14 (Skatteverket v David Hedqvist) の背景 (原文

ECJ の Skatteverket 事件判決 (Case C-264/14, Skatteverket v David Hedqvist) は、EU の仮想通貨取引に対する VAT 規制において非常に重要な画期的な判例であり、最終的に「租税準則が社会に誰を貢献すべきかを決定する (“tax rules determine who should contribute to society”）」⁴¹⁾(原文脚注22) という点で重要な判例である。ECJ の Case C-264/14 事件 (以下、「Skatteverket 事件」) は、ECJ による、従来の「法定通貨 (“fiat”）」を仮想通貨単位「ビットコイン (“Bitcoin”）」およびその逆に交換する取引における VAT の適用に関する予備判断に関するものである⁴²⁾(原文脚注23)。問題は、商業用ビットコイン取引サービスが欧州連合の VAT 指令 (指令 2006/112/EC)⁴³⁾(原文脚注24) の下で VAT の対象となるか否かであった。この暫定判断の要請は、スウェーデン税務当局 (Skatteverket) とスウェーデン市民の David Hedqvist 氏との間の紛争に起因する。David Hedqvist 氏は、会社を通じてそのような交換サービスを提供するつもりでした⁴⁴⁾(原文脚注25)。

Hedqvist 氏は、スウェーデンクローナなど法定通貨のビットコインの売買両方の交換サービスを提供するつもりであった。ビジネスモデルは、各取引にマージンを課すことで構成されていた。これらの取引は、ビットコインの取得が支払いと引き換えにサービス提供として分類されるかどうか、またもしそうなら EU の VAT 指令の規定に基づく VAT 免除の対象かどうかという問題を提起した。

ECJ は、企業が従来の通貨とビットコインの交換 (およびその逆) に関わる取引に対してマージンを課す場合、それは VAT 指令第2条第1項(c)に基づく対価のためのサービス供給に該当すると認定した。その理由は、提供されるサービス (通貨交換) と受け取った支払い (マージン) が直接結びついているためである。当欧州司法裁判所は次に、法定通貨をビットコインに換換することが、VAT 指令の第135条第1項(d)から(f)項に基づき VAT 免除されるべきかどうかを検討した⁴⁵⁾(原文脚注26)。特に以下の事項を検討した。

「第135条第1項(d)は、預金、支払い、移転、債務、小切手およびその他の譲渡可能な商品に関わる取引を免除する」⁴⁶⁾(原文脚注27)。当欧州司法裁判所は、ビットコイン取引は当

41) Künnapas K, Bernabeu BP, Kuum K, Pungas KO (2023) Taxes on the Digital Economy. In: Troitiño DR, Kerikmäe T, Hamulák O (eds) Digital Development of the European Union. Springer, Cham. 10.1007/978-3-031-27312-4_7. Accessed 2 March 2024; Santana S (2016) Regulating Virtual Currency: Case C-264/14 Skatteverket v. David Hedqvist [2015] ECLI: EU: C: 2015: 718. N. Ir. Legal Q. 67: 109. Available at: <https://nilq.qub.ac.uk/index.php/nilq/article/download/99/70/127>. Accessed 3 March 2024.

42) “Buying bitcoins exempt from VAT” (2015) EU Focus 338: 26.

43) EUR-Lex (n. d.) Legal Documents. Available at: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex%3A32006L0112>. Accessed 20 February 2024.

44) Nivedha S (2022) Progression of Cryptocurrency: A Taxation Concern. International Journal of Law Management & Humanities 5(1): 273-xxx.

45) Asquith R, “Bitcoin Wins EU VAT Case—Avalara” (Avalara, Inc.). Available at: <https://www.avalara.com/vatlive/en/vat-news/bitcoin-wins-eu-vat-case.html>. Accessed 16 February 2024.

46) “62014CC0264.” Available at: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:>

事者間の直接的な支払い方法を伴うため、これらのカテゴリーには該当しないと判断した。

第135条第1項(e)は、法定通貨として使用される通貨、紙幣、硬貨に関する取引を免除する。当欧州司法裁判所はこの規定を広く解釈し、当事者がビットコイン取引を従来の通貨と同様に支払い手段として受け入れているため、ビットコイン取引にも適用されると判断した。これは、欧州委員会のビットコインに係る VAT の課税上の扱いに関するワーキングペーパー049に沿ったものである⁴⁷⁾(原文脚注28)。したがって、従来のビットコインの通貨取引所およびその逆は VAT の免除対象となっている⁴⁸⁾(原文脚注29)。

株式、社債、その他の証券に適用される第135条第1項(f)項は、ビットコインは財産権を付与しされおらず、また、当該ビットコインは証券等と同等の性質を有しないため、ビットコイン交換には適用されないと判断された⁴⁹⁾(原文脚注30)。

重要判決である *Skatteverket* 事件 (ECJCase C-264/14)⁵⁰⁾(原文脚注31) は、仮想通貨の法的扱いにおける歴史的な転換点を示している⁵¹⁾(原文脚注32)。この判決により、EU の VAT 指令の下で、従来通貨のビットコイン取引サービスは VAT の対象外であることが確立され、EU 管轄区域33に法的な明確化がもたらされた⁵²⁾(原文脚注33)。これは、ビットコイン取引が有形物の交換ではなく、条約135条第1項(e)で免除される対価として提供されるサービスとしての明確な性質を認める重要な節目となった。

ビットコイン取引サービスに対するこの VAT 免除は、特定の取引状況において暗号通貨が従来の法定通貨と機能的に同等であることを認めたものとみることができる⁵³⁾(原文脚注34)。これは、デジタル通貨の技術的突破口によって生まれた欧州連合のデジタル単一市場の取引現実に対する法的知識の発展と対応を反映する⁵⁴⁾(原文脚注35)。

62014CC0264&from=EN. Accessed 16 February 2024.

47) European Commission Group on the Future of VAT (2014) Working Paper 049 VAT Treatment of Bitcoin. Available at: <https://circabc.europa.eu/sd/a/4adc83f8-a7ab-48ee-b907-468459c0dad7/49%20-%20VAT%20treatment%20of%20Bitcoin.pdf>. Accessed 16 February 2024.

48) Tuchtfield E, “The ECJ’s First Bitcoin Decision” (Völkerrechtsblog, December 9, 2020). Available at: 10.17176/20170925-174324. Accessed 16 February 2024.

49)

50) Santana S (2016) Regulating Virtual Currency: Case C-264/14 *Skatteverket v. David Hedqvist* [2015] ECLI: EU: C: 2015: 718. N. Ir. Legal Q. 67: 109. Available at: <https://nilq.qub.ac.uk/index.php/nilq/article/download/99/70/127>. Accessed 3 March 2024.

51) Kollmann J (2019) The VAT Treatment of Cryptocurrencies. *EC Tax Review* 28(3): 164-170.

52) Bruins K, van de Berg R, van Goor E (2015) The Hedqvist ruling and the impact of EU VAT on Bitcoin. *E.F.P.L. & P.* 9(12): 6-7.

53) Tuchtfield E, “The ECJ’s First Bitcoin Decision” (Völkerrechtsblog, December 9, 2020). Available at: 10.17176/20170925-174324. Accessed 16 February 2024.

54) Nahorniak I, Leonova K, Skorokhod V (2016) Cryptocurrency in the Context of Development of Digital Single Market in European Union. *InterEULawEast: Journal for International and European Law, Economics and Market Integrations* 3(1): 107-124.

Case C-264/14 (Skatteverket v David Hedqvist) の形成的影響と理由付け (原文

Skatteverket 事件⁵⁵⁾(原文脚注36)では、ECJは現行のVAT準則を仮想通貨に適用することで法的に明確化した。当欧州司法裁判所は、ビットコインと伝統的通貨の交換は商品の供給ではなくサービスであると判断し、これは現金、紙幣、硬貨の法定通貨をVATから免除する指令の規定と極めて結びついている。ECJの論理は、ビットコインは支払い手段として機能し、付加価値税制度下の他の法定通貨と同様に扱うべきであり、これは付加価値税委員会のワーキングペーパー No. 811⁵⁶⁾(原文脚注37)の立場に沿ったものであると示唆した。Aparicio (2015)の研究は、欧州のVAT法におけるデジタル通貨の早期特定で注目されており、ECJが伝統的な租税法をデジタル通貨に複雑に適用しうることを示している。Aparicioの研究は、デジタル通貨を法的枠組みに統合するECJの先駆的な取り組みを強調し、将来の法的議論の先例を提供する。これを踏まえて、Veerpaluの『Baltic Journal of Law & Politics』の論文では、技術の分散化がVAT準則にどのように影響するかを検証している⁵⁷⁾(原文脚注38)。VeerpaluはECJの意思決定過程を検証し、従来の金融システムの外で機能するビットコインの分散型性格に対する裁判所の関与を強調している⁵⁸⁾(原文脚注39)。2022年、Lee & Van de Looverboschは金融セクターにおける財産権とデータの関連性を検証し、VATからデータガバナンスへと移行した。彼らの研究は、暗号通貨の法的な規制上の課題を示している。Lee & Van de Looverbosch (2022)は、データガバナンスの考え方を金融業界に適用し、所有権、プライバシー、規制に取り組むことで暗号資産の立法と規制への理解を深めている⁵⁹⁾(原文脚注40)。Pistoneによる2008年のECJ直接課税判例法の検証は、暗号通貨が広く受け入れられる前の最高裁の課税方針を理解する上で重要な文脈を提供する。この歴史的視点は、ECJのデジタル通貨およびVATに関する決定、そしてデジタル時代におけるその課税状況の発展に影響を与える法的根拠を理解する助けとなる。

Skatteverket 事件判決⁶⁰⁾(原文脚注41)はまた、ビットコイン取引に対するVAT除外の適用が課

55) Santana S (2016) Regulating Virtual Currency: Case C-264/14 Skatteverket v. David Hedqvist [2015] ECLI: EU: C: 2015: 718. N. Ir. Legal Q. 67: 109. Available at: <https://nilq.qub.ac.uk/index.php/nilq/article/download/99/70/127>. Accessed 3 March 2024.

56) European Commission Group on the Future of VAT (2014) Working Paper 049 VAT Treatment of Bitcoin. Available at: <https://circabc.europa.eu/sd/a/4adc83f8-a7ab-48ee-b907-468459c0dad7/49%20-%20VAT%20treatment%20of%20Bitcoin.pdf>. Accessed 16 March 2024.

57) Aparicio MG (2018) Taxation of the Bitcoin on the Value Added Tax: Particularly, Judgment of the European Court in Case C 264/14 (22 October 2015). In Cluj Tax Forum 1(3): 5-12. Editura Hamangiu SRL. Available at: <https://www.cceol.com/search/article-detail?id=814534>.

58) Veerpalu A (2018) Decentralised Technology and Technology Neutrality in Legal Rules: An Analysis of and. Baltic Journal of Law & Politics 11(2): 61-94. Available at: <https://sciendo.com/article/10.2478/bjlp-2018-0011>.

59) Lee J, Van de Looverbosch M (2021) Property and data: a confused relationship. In Data Governance in AI, FinTech and RegTech: Law and Regulation in the Financial Sector. Cheltenham, Edward Elgar. Available at: https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3995492.

60) Santana S (2016) Regulating Virtual Currency: Case C-264/14 Skatteverket v. David Hedqvist [2015]

税中立性の考え方と整合していることを示す⁶¹⁾(原文脚注42)。ビットコインを商品や証券ではなく支払い手段として分類することで、ECJはビットコイン取引がVATによって不利にならないことを確実とした。通常の通貨取引はしばし、VAT免除である⁶²⁾(原文脚注43)。

このECJの判決は、デジタル経済におけるより広範な傾向を反映しており、法律上の定義や枠組みがデジタル通貨や資産の現実に徐々に対応しつつあるものである。ECJがビットコインと、証券や株式など他の金融商品を135条第1項(f)で除外していないとの対比は、暗号通貨が金融界で独自の地位を持っていることを浮き彫りにしている。

Case C-264/14 (Skatteverket v David Hedqvist) の判例適用と理由付け（原文

ECJは、仮想通貨やNFTに直接関わるものではないものの、VATの適用上、ビットコイン取引の規定に適用される準則を確立した判決を引照した⁶³⁾(原文脚注44)。これらの原則は、供給の性質（商品とサービスの違い）、金融サービスに対するVAT免除の使用、そしてEUのVAT指令の目的を考慮したこれらの免除の解釈に焦点を当てている⁶⁴⁾(原文脚注45)。

Granton Advertising BV 事件判決⁶⁵⁾(原文脚注46)とは区別し、ECJはデジタルサービスと商品の間に線引きを行い、VAT適格性の確立においてサプライヤーの種類を強調した。*Granton Advertising BV*事件は、ディスカウントカードの販売がVAT免除の適用上、「その他の証券（“other securities”）」または「譲渡可能な金融商品（“negotiable instruments”）」に該当する取引に該当するか否かに焦点を当てた。これらのカテゴリーでは免除されないと判断した。*Skatteverket*事件においてECJは、ビットコイン取引は有形財の提供を伴わず、特に金融サービスなどのサービスの提供であり、VAT指令第135条第1項(e)で免除される可能性があるとして示した。

同様に、*Le Rayon d'Or (C-151/13)*（サービスの対価）⁶⁶⁾(原文脚注47)を引用し、ECJはVATの対価性の問題を検討した。*Le Rayon d'Or*は介護施設の入居者に提供される医療サービス

ECLI: EU: C: 2015: 718. N. Ir. Legal Q. 67: 109. Available at: <https://nilq.qub.ac.uk/index.php/nilq/article/download/99/70/127>. Accessed 3 March 2024.

61) Daniel P (2021) Relations between the principle of neutrality and elements of value added tax structure. *Financial Internet Quarterly* 17.3: 56–63. Available at: <https://sciendo.com/pdf/10.2478/fiqf-2021-0019>. Accessed 3 March 2024.

62) European Commission Group on the Future of VAT (2014) Working Paper 049 VAT Treatment of Bitcoin. Available at: <https://circabc.europa.eu/sd/a/4adc83f8-a7ab-48ee-b907-468459c0dad7/49%20-%20VAT%20treatment%20of%20Bitcoin.pdf>. Accessed 16 March 2024.

63) Asquith R, “Bitcoin Wins EU VAT Case—Avalara” (Avalara, Inc.). Available at: <https://www.avalara.com/vatlive/en/vat-news/bitcoin-wins-eu-vat-case.html>. Accessed 16 February 2024.

64) EUR-Lex (n. d.) Legal Documents. Available at: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex%3A32006L0112>. Accessed: 20 February 2024.

65) *Granton Advertising BV v Inspecteur van de Belastingdienst Haaglanden/kantoor Den Haag* (C-461/12), [2014] EU: C: 2014: 1745, [2014] S.T.C. 2375, [2014] 6 WLUK 336, [2014] B.V.C. 31, [2014] S.T.I. 2113.

66) *Le Rayon d'Or Sarl v Ministre de l'Economie et des Finances* (C-151/13), [2014] EU: C: 2014: 185.

に対する支払いが VAT の適用上、対価に該当するかどうかを論じ、そのように結論づけた。*Skatteverket* 事件では、対価はビットコイン取引の為替レートに含まれるマージンであり、取引が VAT 課税対象となるために対価の存在が必要であるという前提を強化した。しかし、対価の存在にもかかわらず、ビットコイン取引は金融サービスとして分類されるため、免除された。

ECJ の議論は、*The First National Bank of Chicago* (C172/96) (金融取引)⁶⁷⁾(原文脚注48) の議論と並行しており、*The First National Bank of Chicago* は外国為替取引の付加価値税 (VAT) の状況について論じ、通貨スプレッドによる利益は VAT の目的では対価に該当するが、金融取引としては免除されると強調した。同様に、*Skatteverket* 事件はビットコイン交換を VAT 免除の金融取引として扱った。この事件は、ECJ が仮想的または従来型を問わず、通貨取引所を VAT 免除の金融サービスとして認める姿勢を継続的に示していることを示す。

Skatteverket 対 *Hedqvist* 事件における ECJ のビットコイン取引を VAT から免除する理由は、異なる種類の取引に VAT 指令の原則を一律に適用していることに基づいている。これらの状況を比較・対照することで、いくつかの重要な理由が明らかになる。

1. 供給の性質：欧州司法裁判所は、製品の供給とサービスの供給を区別し、ビットコイン取引は後者に該当します。この分類は、適切な VAT 免除を決定する上で極めて重要である。
2. 対価および金融サービス：対価の存在は VAT の適用に必要である。もっとも、特定の条件を満たす金融サービスとして分類される取引（通貨交換など）は VAT の対象外となる場合がある。
3. VAT 免除の目的：これらの免除は、金融取引の課税における行政上の困難や複雑さを軽減することを目的とする。ビットコイン交換を免除することで、ECJ は金融サービスの VAT 措置を簡素化するという目標を成しうる。

要するに、*Skatteverket* 事件判決は、従来の VAT ルールを仮想通貨という独特の環境にも拡張している⁶⁸⁾(原文脚注49)。参照された判決との比較は、ECJ がこれらの原則を尊重していることを示すとともに、ビットコイン取引が金融サービスとして VAT から除外される独特な性質も認めています。この戦略は、デジタルプラットフォーム経済における金融取引の変化に適応した一貫性のある VAT 制度を確実とする。

デジタル資産の技術的側面が Case C-264/14 (*Skatteverket v David Hedqvist*) に与える

67) *First National Bank of Chicago v Customs and Excise Commissioners* (C172/96), [1998] EU: C: 1998: 354.

68) Squires L, Bantock F (2015) The VAT briefing for November. *Tax J.* 1284: 16–17. Available at: <https://www.taxjournal.com/articles/vat-briefing-november-05112015>. Accessed 15 February 2024.

影響

2015年10月22日に *Skatteverket* 事件判決が発表された時点で、ブロックチェーン技術はまだ開発の初期段階にあり、NFTは存在していなかった。これは、最新の技術の進歩を考慮に入れずに時代遅れの技術を念頭に置いて決定がなされたことを示す⁶⁹⁾(原文脚注50)。その結果、デジタル取引とそれを規制するための法的構造は大きな混乱の時期に入った。この重要な時代に、ビットコインは2008年の発明以来、先駆的な暗号通貨として登場し、従来の通貨システムの欠点を解決するためにデジタル経済内で多くの技術的・法的進歩を促進した⁷⁰⁾(原文脚注51)。ビットコインが注目を集めたのは、ブロックチェーン技術によって可能になった分散化された構造に起因する⁷¹⁾(原文脚注52)。ブロックチェーンはP2P取引を促進し、銀行のような従来の金融仲介者を排除した。

Musleh ら (2019) は、これらの分散型 P2P ブロックチェーン取引が金融市場取引のセキュリティと透明性を大幅に向上させたとする。分散した参加者ネットワークは、同期された不変の台帳にアクセスでき、これが可能となった。故障のポイントを排除することで、この台帳はユーザーの自律性を大幅に向上させ、従来の金融システムからの大きな変化をあらわす⁷²⁾(原文脚注53)。

にもかかわらず、デジタル資産の進化は、ビットコインと同じブロックチェーンインフラ上で動作しながらも構造的・機能的に異なる非代替性トークン（NFT）の登場とともに続いている。NFTはその排他性と不可分割性を特徴とし、デジタル製品の所有権を示す指標となり、スマートコントラクトでの特別な利用を可能とする⁷³⁾(原文脚注54)。Sakız と Gencer (2021) は、NFTにはビットコインのような移転性が欠けており、一対一の交換はできないとする。この NFT の特徴は、より標準化されたビットコインと比べて法的課題を特に複雑にする。スマートコントラクトを通じて知的財産権、所有権の証明、権利を移転することの法的影響は、現行の法的枠組みでほとんど無視されてきた重大な課題を提起している⁷⁴⁾(原文脚注55)。

Skatteverket 事件は、司法制度がこれらの急速な技術進歩に追いつくという継続的な課

69) Sankey J (2016) VAT treatment of Bitcoin—a proxy for other cryptocurrencies. *Euro. L.R.* 6: 223–228.

70) Srokosz W, Kopyscianski T (2015) Legal and Economic Analysis of the Cryptocurrencies Impact on the Financial System Stability. *Journal of Teaching and Education* 04(02): 619–627. Available at: <https://www.universitypublications.net/jte/0402/pdf/F5N180.pdf>. Accessed 2 February 2024.

71) Badea L, Mungiu-Pupăzan MC (2021) The Economic and Environmental Impact of Bitcoin. *IEEE Access* 9: 48091–48104. 10.1109/ACCESS.2021.3068636. Available at: <https://ieeexplore.ieee.org/abstract/document/9385063>. Accessed 2 February 2024.

72) Musleh AS, Yao G, Muyeen SM (2019) Blockchain Applications in Smart Grid—Review and Frameworks. *IEEE Access* 7: 86746–86757. 10.1109/access.2019.2920682. Accessed 3 March 2024.

73) Shrivastava A, Khamroi A (2017) Smart contracts—the way forward. Available at: https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3846176. Accessed 3 March 2024.

74) Sakız B, Gencer AH (2021) Blockchain Beyond Cryptocurrency: Non-Fungible Tokens. *International Conference on Eurasian Economies*. 10.36880/c13.02527. Accessed 3 March 2024.

題を象徴する。ビットコインやその後の NFT などのデジタル資産の導入により、世界の規制システムは再評価と修正を余儀なくされた。立法者や法務専門家は、進化する技術環境と確立された法理を調和させるために、暫定規則の実施や法用語の洗練に絶えず努めている。この取り組みはしばし。曖昧な法的解釈や暫定的な立法を生み出し、法制度が新たなデジタル技術によってもたらされる複雑さを完全に理解し統合する能力が限られていることを示す。

Skatteverke 事件は、急速な技術革新に対応するために法制度が苦闘し続けていることを浮き彫りにしている。世界の規制当局や法制度は常に、ビットコインや NFT のようなデジタル資産を規制する法的枠組みの更新と明確化に取り組んでいる。これにより、しばしば曖昧な法的文言や、発展途上技術と現行の法理の間のギャップを埋めるための暫定規則が生まれる。CJEU が *Skatteverket* 事件を検討した際、Kokott 法務官と裁判所は、問題となった取引は第135条第1項(e)に基づく免除対象であると判断した。なぜなら、当該取引は「通貨、紙幣、法定通貨として使用される通貨、紙幣、硬貨に関する取引……」が含まれるからであった。「法定通貨 (“legal tender”)」が「通貨 (“currency”)」として該当する意図があるかどうかという曖昧さが生じ、この免除が非規制通貨にも適用されるか否か疑義が生じた。これは指令の文言の違いによって複雑化した。例えば、ドイツ語のテキストは「法定通貨である通貨 (currencies) ……」に対する免除を示し、一方、フィンランド語のテキストでは紙幣や硬貨にのみ適用されるとされていた。裁判所は「通貨 (“currency”)」を、取引当事者が法定通貨の代替として受け入れ、他の目的を果たさない場合には金融取引を構成する支払いの一種と定義した。課税中立性の原則に従い、法務官はこれに同意し、金やタバコのように支払い以外の用途を持つ商品とは区別されるビットコインのように支払い手段としてのみ使われるアイテムは法定通貨として扱われるべきだと主張した⁷⁵⁾(原文脚注56)。

現行の法理は、経済的非効率を認識しながらも、VAT 制度における中立性の原則を支持するよう設計されている。VAT の偏見や歪みを認めつつも、公平な解決策を目指し続けている。この教義はその欠点を無視せず、むしろ、税制の健全性と機能性を維持しつつ、これらの問題に積極的に対処し緩和しようと努めている⁷⁶⁾(原文脚注57)。

<次号に続く>

75) Elliott B (2022) Evolving technologies: VAT, cryptoassets and the metaverse. *Tax J.* 1584: 17-19. Available at: https://files.pumptax.com/wp-content/uploads/2022/08/03102815/BENTJ_Elliott.pdf. Accessed 15 March 2024.

76) de la Feria R, Krever R (2013) Ending VAT Exemptions: Towards a Post-Modern VAT. In: de la Feria R (ed) *VAT Exemptions: Consequences and Design Alternatives*, pp 3-36. Wolters Kluwer. Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=2273111>. Accessed 3 March 2024.

【謝辞】

本研究は、「スマート・コントラクト時代におけるデジタル金融資産取引の課税のあり方に関する法政策学的研究」と題する研究テーマで、（公財）全国銀行学術研究振興財団により研究助成金を受けたものである。